

【 法 務 委 員 会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（本院先議）、衆議院議員提出2件の合計4件であり、3件を可決、1件は修正議決した。

また、本委員会付託の請願9種類189件のうち、2種類58件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事再生法等の一部を改正する法律案は、住宅ローンその他の債務を抱えて経済的に窮境にある個人債務者の経済生活の再生を迅速かつ合理的に図るための再生手続の特則を設けるとともに、国内で開始された破産手続等の効力を債務者の外国財産に及ぼす等の措置を講じようとするものであり、**外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案**は、外国倒産処理手続について、その効力を日本国内において適切に実現するための承認援助手続を創設することにより、国際的に整合のとれた債務者の財産の清算又は経済的再生を図ろうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、個人債務者の破産件数の推移、住宅資金特別条項における弁済繰延べの方法、事件数に対応する裁判所の態勢整備、国際倒産法制の整備の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、両法律案は、いずれも全会一致で可決された。なお、両法律案に対して附帯決議を行った。

少年法等の一部を改正する法律案は、最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、刑事処分可能年齢の16歳から14歳への引下げ、16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、原則として家庭裁判所から検察官に送致する制度の導入など、少年に対する処分等の在り方を見直すとともに、少年審判における事実認定手続の適正化及び被害者等に対する配慮の充実を図ろうとするものである。

このうち、事実認定手続の適正化については、第145回国会に内閣から提出された改正案の中に、類似の内容が盛り込まれ、第147回国会において衆議院で本会議趣旨説明・質疑、法務委員会での審議が行われたが、衆議院解散に伴って審議未了となっていた。その後の被害者等に対する配慮の必要性に対する国民の関心の高まり、相次ぐ凶悪な少年事件を契機とする厳罰化を求める声の高まりを受け、本法律案が、自民、公明及び保守の与党3会派の共同提案による議員立法として衆議院に提出された。

本委員会では、最近の少年犯罪の動向と少年法改正の理由、刑事処分可能年齢の引下げと犯罪抑止効果、原則逆送制度の導入が捜査・家庭裁判所に与える影響、14・15歳の受刑者に対する処遇の在り方、諸外国で導入されている修復的司法の実態、少年犯罪予防のための総合的施策の必要性等の諸問題について質疑を行ったほか、参考人からの意見聴取、少年院、少年鑑別所の視察を行った。

質疑においては、被害者等に対する配慮の必要性については異議がないものの、それ以外の改正が必要かどうかについて、少年犯罪の統計の読み方、認識の違いから、相反する意見が展開された。原則逆送制度導入などの厳罰化の犯罪抑止効果の有無についても、外国の例等も挙げつつ、それぞれ相反する意見が述べられたが、提出者及び政府からは、厳罰化によりすぐに犯罪が減少するかどうかはわからないが、少年に対して、罪を犯せば処

罰されることがある旨を明示し、社会生活における責任を明らかにしてこれを自覚させるとともに、何物にもかえがたい人命を尊重するという基本的な考え方を明らかにし、少年に社会生活上必要な最小限の規範意識を持たせることに資する旨の説明がなされた。

質疑終局の後、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党の共同提案により、施行の5年後に改正後の規定の施行状況について国会に報告し、必要がある場合には法制の整備その他の措置を講ずることを政府に求めることを内容とする修正案が提出され、日本共産党から、厳罰化は少年法の基本的理念を大きく後退させるものであり、被害者対策も不十分であるとして原案及び修正案に反対、自由民主党・保守党及び公明党から、少年犯罪の現況に適切に対処し、少年の健全育成を図るため、少年法の改正は国民的な喫緊の課題であるとして原案及び修正案に賛成、社会民主党・護憲連合から、改正は少年法の目的に反し、立法事実もないとして原案及び修正案に反対、民主党・新緑風会から、原案は、原則逆送、検察官関与などの点において問題がないとは言えないが、施行後の実施状況を観察し、状況により適切な対処がなされると期待できるとして、修正案に賛成の意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、賛成多数で修正議決された。

なお、刑事処分可能年齢の引下げに伴い、教育的観点を中心とした処遇に配慮すること、少年法の適用年齢について世論の動向などを勘案しつつ、鋭意検討すること、悪質重大で社会的関心の高い事件については、プライバシーの保護に配慮しつつ、同様の犯罪の防止に資する方策及び名前や写真の報道を禁じている少年法61条の在り方の研究に努めることなど8項目の附帯決議を行った。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護の内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に資するため、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めようとするもので、自民、公明及び保守の与党3会派の共同提案による議員立法として、衆議院に提出された。本委員会においては、本法律案が議員提出になった理由、人権教育及び人権啓発に関する基本計画の在り方、財政上の措置の具体的内容、人権政策推進のための内閣全体での取組の必要性等について質疑を行った。

日本共産党から反対の討論が述べられた後、本法律案は賛成多数で可決された。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

11月2日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、司法制度改革、倒産法制の見直し、少年犯罪の傾向と少年法改正、選択的夫婦別氏制度導入、通信傍受の実施状況、我が国の途上国への法整備支援、人権侵害の被害者救済制度、財団法人中小企業国際人材育成事業団の外国人研修生受入れ、千葉県警警察官の不祥事、訟務検事と判事との交流等について質疑を行った。うち、通信傍受の実施状況について、警察庁は、対象としている犯罪は組織的かつ密行的に敢行されるため、捜査も密かに行う必要があり、8月15日の施行後間もないこと、質疑の都度実施状況を説明した場合に、捜査実態を犯罪者に推測されて内偵捜査の妨げとなることなど捜査活動への影響が少なくないため答弁を控えたいと述べた。

(2) 委員会経過

○平成12年10月31日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成12年11月2日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法制度改革に関する件、少年犯罪の傾向と少年法改正に関する件、選択的夫婦別氏制度導入に関する件、通信傍受の実施状況に関する件、人権侵害の被害者救済制度に関する件、財団法人中小企業国際人材育成事業団の外国人研修生受入れに関する件、千葉県警警察官の不祥事に関する件、訟務検事と判事との交流に関する件等について保岡法務大臣、上田法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
- 民事再生法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案（閣法第12号）
以上両案について保岡法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月7日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事再生法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案（閣法第12号）
以上両案について保岡法務大臣、宮本金融再生政務次官、上田法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
(閣法第11号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無
(閣法第12号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成12年11月8日（水）（第4回）

- 少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員麻生太郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月9日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員麻生太郎君、同杉浦正健君、同谷垣禎一君、同高木陽介君、同漆原良夫君、保岡法務大臣、上田法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成12年11月14日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院

議員杉浦正健君、同谷垣禎一君、同麻生太郎君、同高木陽介君、同漆原良夫君、保岡法務大臣、上田法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年11月16日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員麻生太郎君、同杉浦正健君、同谷垣禎一君、同漆原良夫君、同高木陽介君、保岡法務大臣、上田法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成12年11月17日（金）（第8回）

○少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について参考人東京都立大学法学部教授前田雅英君、龍谷大学法学部教授村井敏邦君、弁護士山田由紀子君、少年犯罪被害当事者の会代表武るり子君、元洋裁学校教師山口由美子君及び弁護士千葉一美君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月24日（金）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員杉浦正健君、同麻生太郎君、同谷垣禎一君、同高木陽介君、保岡法務大臣、上田法務政務次官、鈴木文部政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

（衆第3号）賛成会派 自保、民主、公明、自由、無

反対会派 共産、社民、無

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員熊代昭彦君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月28日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員熊代昭彦君、同田端正広君、同滝実君、同東順治君、保岡法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第12号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月30日（木）（第11回）

○請願第251号外57件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外130件を審査した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

民事再生法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（先議）

【要旨】

本法律案は、住宅ローンその他の債務を抱えて経済的に窮境にある個人債務者の経済生活の再生を迅速かつ合理的に図るための再生手続の特則を設けるとともに、日本国内で開始された破産手続及び更生手続の効力を債務者の外国にある財産にも及ぼす等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅資金貸付債権に関する特則の新設

住宅ローンを抱えた個人債務者が、住宅を手放さないで再生できるようにするため、当該債権等を担保するために住宅に設定された抵当権の実行を制限し、次のような再生計画による弁済の繰延べを認める。

- (1) 住宅ローンの元本、利息等の全額を、既に弁済期が到来しているものは原則として3年（最長5年）で、弁済期が到来していないものは当初契約どおりに支払う。
- (2) (1)の計画を遂行できる見込みがない場合には、最長10年、70歳まで住宅ローンの支払期限を延長することができる。
- (3) (2)の計画を遂行できる見込みがない場合には、当初の3年（最長5年）は、元本の支払額を少なくすることができる。

2 小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則の新設

個人債務者が破産しないで再生できるようにするとともに、債権者にとっても破産の場合よりも多くの債権回収ができるようにするため、小規模個人再生と給与所得者等再生の2種類の簡易・迅速な再生手続を設ける。

(1) 小規模個人再生手続

継続的な収入の見込みがある個人債務者で、無担保再生債権の総額が3,000万円を超えないものを対象とし、その収入を弁済原資として、原則として3年（最長5年）で、3か月に1回以上は分割して弁済することを内容とする再生計画を作成し、裁判所の認可を得て遂行することにより残債務が免除される。

- ① 債権確定訴訟をすることなく、個人再生委員の意見を聴き、裁判所が評価することによって再生債権の額が確定する簡易な再生債権の調査手続を設ける。
- ② 再生計画案への反対投票が半数を超えなければ、可決があったものとみなす。
- ③ 最低限の弁済額として、負債総額の20パーセント以上（100万円以上300万円以下）で、かつ、破産した場合の配当額以上を弁済することを必要とする。

(2) 給与所得者等再生手続

小規模個人再生の対象債務者のうち、サラリーマン等将来の収入を確実に把握できるものを対象とし、その可処分所得2年分以上を原則として3年（最長5年）で弁済する再生計画を作成して裁判所の認可を得て、債権者の多数の同意を不要とし、小規模個人再生よりも更に手続を簡素化する。

3 国際倒産法制の整備

国際的に活動する企業等について公平かつ適正な倒産処理を実現するため、破産法、会社更生法、民事再生法等に次のような改正を加える。

- (1) 破産管財人及び更生管財人の財産の管理処分権を債務者の国外にある財産にも及ぼす。
- (2) 同一の債務者について外国倒産処理手続と国内の破産手続等とが並行的に進行する場合に、破産管財人等に相互協力を義務付け、債権者を代理して他方の倒産処理手続に参加する資格を付与する等の相互調整規定を設ける。
- (3) 国際倒産管轄についての規定を設ける。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【民事再生法等の一部を改正する法律案及び外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案に対する附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 民事再生手続の特則が低所得者等の個人債務者の再生に資するためのものであることにかんがみ、その趣旨、内容、手続等について、関係団体のほか、広く国民に十分周知徹底するよう努めること。
- 2 社会・経済的観点から、個人債務者に関する民事再生手続の特則が真に適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的態勢の整備に遺漏なきを期すること。
- 3 個人債務者が事業主である場合における再生手続に当たっては、当該個人事業主の雇用する労働者の雇用の安定と労働債権の確保に十分配慮するよう周知徹底に努めること。
- 4 新たに創設する外国倒産処理手続の承認援助手続が適正・迅速に運用されるよう、諸外国の倒産処理制度及び実情について、調査・研究及びその周知に努めること。
- 5 外国倒産処理手続の承認援助手続においては、労働債権者の雇用契約上の地位及び優先的地位に配慮がされており、国内倒産処理手続と比べ、労働債権者に不利となるものではないことを周知徹底するよう努めること。

右決議する。

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案（閣法第12号）（先議）

【要旨】

本法律案は、外国で開始された倒産処理手続の効力を日本国内において適切に実現するための承認援助手続を創設することにより、国際的に整合のとれた債務者の財産の清算又は経済的再生を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 外国倒産処理手続の承認の決定

外国倒産処理手続の効力を日本国内に及ぼす必要がある場合には、外国管財人等は、我が国の裁判所に対し外国倒産処理手続の承認の申立てをし、申立てを受けた裁判所は、その外国倒産処理手続について、日本国内において援助を与える適格性を備えているかを審査して、承認の決定をする。

2 外国倒産処理手続に対する援助の処分

外国倒産処理手続を援助するため、裁判所は、債務者の日本国内にある財産に関して、強制執行等の手続の中止命令等により、債権者の個別的な権利行使を制限し、また、債務者による財産の処分又は債務の弁済の禁止を命ずる処分、財産の管理処分権を承認管財人に専属させる管理命令等により、債務者の財産の管理処分権を制限することができる。

3 国内債権者の利益保護

国内債権者の利益を保護するため、外国倒産処理手続の承認援助手続に入った後の債務者又は承認管財人による日本国内にある財産の処分又は国外への持出し等について、裁判所の許可の制度を導入し、これに違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 複数の手続が競合した場合の調整

同一の債務者につき複数の外国倒産処理手続の承認援助手続が競合し、又は外国倒産処理手続の承認援助手続と国内倒産処理手続とが競合した場合について、手続相互間の調整の規律を設ける。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

民事再生法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）と同一内容の附帯決議が行われている。

少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）

【要旨】

本法律案は、最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、少年事件の処分等の在り方を見直し、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るとともに、被害者等に対する配慮を実現しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 少年事件の処分等の在り方の見直し

- (1) 刑事処分可能年齢を16歳から14歳に引き下げる。
- (2) 懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年は、16歳に達するまで、少年院に収容することができる。
- (3) 家庭裁判所は、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合には、保護処分が適当である場合を除き、原則として検察官送致（逆送）決定をする。
- (4) 犯行時18歳未満の場合には死刑を科さないとする少年法の規定により無期刑の言渡しを受けた者については、仮出獄可能期間の特則（7年）は適用しない。
- (5) 犯行時18歳未満の者に対し無期刑で処断すべきときは、裁判所は、無期刑を科すか10年以上15年以下の有期刑を科すか選択ができる。
- (6) 家庭裁判所は、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、保護者に対し、訓戒、指導などの措置をとることができる。

(7) 少年審判は、懇切を旨とし、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。

2 少年審判制度における事実認定手続の適正化

- (1) 家庭裁判所における少年審判等に、3人の裁判官が審判を担当する裁定合議制度を導入する。
- (2) 家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪及び死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪の事件の事実認定手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、検察官関与決定をすることができる。
- (3) (2)の決定があった場合において、少年に弁護士の付添人がないときは、家庭裁判所が弁護士の国選付添人を付する。
- (4) 検察官は、(2)の決定があった事件の非行事実の認定に関し、保護処分等の決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認がある場合には、高等裁判所に抗告を受理すべきことを申し立てることができる。
- (5) 観護措置期間を、最長8週間まで延長することができる。
- (6) 保護処分終了後、非行事実がなかったことを認め得る明らかな資料を新たに発見した場合の保護処分取消しの手続を整備する。

3 被害者等に対する配慮を実現する制度の導入

- (1) 家庭裁判所が、被害者等の申出により、事件に関する意見を聴取する制度を導入する。
- (2) 家庭裁判所が、被害者等に対し、少年審判の結果等を通知する制度を導入する。
- (3) 家庭裁判所が、被害者等に対し、一定の範囲で非行事実に係る記録の閲覧又は謄写を認める制度を導入する。

4 施行期日

この法律は、平成13年4月1日から施行する。

少年法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

本法施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加えた結果、必要があると認めるときは、法制の整備その他の措置を講ずることを政府に求めるものとするものである。

【附帯決議】

政府は、次代を担う少年の健全育成に関する総合的な施策を充実、強化するとともに、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方については、少年法の本旨及び実務の運用を踏まえて、今後とも検討を行うこと。
- 2 刑事処分可能年齢を14歳に引き下げることに伴い、少年受刑者の教育的観点を重視した処遇に十分配慮し、矯正処遇の人的・物的体制の充実・改善に努めること。
- 3 観護措置期間の上限の在り方については、実務の運用を見ながら引き続き検討すること。
- 4 公的付添人制度の在り方については、国選による制度や法律扶助制度等を勘案しつつ、

鋭意検討すること。

- 5 少年法の適用年齢については、選挙権年齢等の成年年齢の在り方、世論の動向、時代の変遷、主要各国の現状、婚姻年齢等の法令に定める年齢区分との均衡等を勘案しつつ、鋭意検討を行うこと。
- 6 悪質重大な少年事件等、社会的に関心を集める事件については、少年のプライバシーの保護の重要性に配慮しつつ、犯罪原因を究明し、同様の犯罪の防止に資する方策及び少年法第61条の在り方についての研究に努めること。
- 7 少年事件における家庭裁判所の役割が重要であることにかんがみ、調査体制の充実等その機能の拡充に努めるとともに、少年問題に関する地域的ネットワークの構築等にも努めること。
- 8 被害者の保護については、法整備を含め、関係省庁の密接な連携の下、精神的・経済的支援などの総合的な施策の更なる推進に努めるとともに、諸外国において実施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること。
右決議する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案（衆第12号）

【要旨】

本法律案は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に資するため、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

2 基本理念

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

3 国、地方公共団体及び国民の責務

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有し、国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

4 基本計画の策定及び年次報告

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定し、政府は、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を毎年国会に提出しなければならない。

5 財政上の措置

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

6 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、年次報告に関する規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる施策について適用する。

7 見直し

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権侵害の被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行う。

【附帯決議】

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
11	民事再生法等の一部を改正する法律案	参	12. 10. 13	12. 10. 31	12. 11. 7 可決 附帯	12. 11. 8 可決	12. 11. 14 法務	12. 11. 17 可決 附帯	12. 11. 21 可決
12	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案	参	10. 13	10. 31	11. 7 可決 附帯	11. 8 可決	11. 14 法務	11. 17 可決 附帯	11. 21 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	少年法等の一部を改正する法律案	麻生 太郎君 外5名 (12. 9. 29)	12. 10. 2	12. 10. 31	12. 11. 8	12. 11. 24 修正 附帯	12. 11. 27 修正	12. 10. 6 法務	12. 10. 31 可決 附帯	12. 10. 31 可決
					11. 27回付			11. 28同意		
○12. 11. 8 参本会議趣旨説明										
12	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案	熊代 昭彦君 外8名 (12. 11. 2)	11. 6	11. 16	11. 22	11. 28 可決 附帯	11. 29 可決	11. 14 法務	11. 15 可決 附帯	11. 16 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議